

大和市公告第82号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和44年9月24日第44-51号で位置を指定した道路の一部を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

大和市長 大木 哲

廃止年月日	廃止番号	道路の位置	幅員(m)	延長(m)	申請者
平成25年5月24日	大和市指令(建指位指)第25-3号	大和市上草柳字文ヶ岡194番9の一部	4.00	0.20	大和市上草柳196番地3 高橋 邦夫